

第9回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年9月25日（火） 13：30 開会
14：10 閉会

2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員 （15名）

1番	杉本勝徳	2番	古志泰博	3番	森脇公二郎
4番	竹下正也	5番	奥 雅守	6番	武田廣司
7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一	10番	田原洋司
11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎	13番	落合政顕
14番	大谷成志	15番	漆谷幸男	16番	三谷 薫

4、欠席委員 （2名） 9番 坂根 正 17番 山下 傳

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

(1) 農業者年金加入推進活動研修会の開催について

(2) 事務連絡

- ・公務災害補償制度加入更新について
- ・「非農地通知書」第1回発出について
- ・平成30年度利用状況調査提出締切について
- ・活動報告書の提出について

(3) 専門委員会について

- ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	鉦久美
	主	任 三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第9回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第9回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日の欠席委員さんは、9番坂根正委員、17番山下傳委員です。

出席委員は15名であり、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、2番古志委員、3番森脇委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。8月総会から本日までの経過報告です。

8月23日(木)、第8回総会を市役所で開催しました。

9月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されています。

本日、第9回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

10月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されます。

10月中旬に、運営委員会を市役所で開催予定としております。

10月23日(火)、第10回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議 長 それではこれより、議事に入ります。

本日山下代理が欠席ですので、農地法関連については、私の方で進めさせていただきます。

始めに報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

- 次 長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては3件でございます。
- 番号1番、波根町でございます。
- 183番1、1,820㎡は、平成21年7月6日から平成30年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。
- この度、農地を転用することとなったため、平成30年8月31日に合意解約されたものであります。
- この転用につきましては、後程議案第4号でご審議いただくこととなります。
- 番号2番、水上町でございます。
- 三久須126番外4筆、合計7,949㎡は、平成22年1月5日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。
- この度、農地中間管理機構関連の土地改良事業の実施に伴い、相對契約から機構への切り替えを行うこととなったため、平成30年8月22日に合意解約されたものであります。
- 番号3番、水上町でございます。
- 三久須162番外5筆、合計5,785㎡は、平成23年4月5日から平成33年4月4日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。
- 番号2番と同じく、この度、農地中間管理機構関連の土地改良事業の実施に伴い、相對契約から機構への切り替えを行うこととなったため、平成30年8月27日に合意解約されたものであります。
- 以上でございます。
- 議 長 はい。報告事項ではありますけども、それぞれ解約後の状況は事務局から説明がありました。何か皆さん方からご質問等ございますか。
- (全員なしとの声あり)
- 議 長 それでは、報告事項でありますので、これについてはこれで終わらせていただきます。
- 続きまして議案第1号に移ります。
- 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 次 長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまし

ては2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番、大田町でございます。

申請地、野城口142番1、537㎡は、「三瓶浄水場」の北西約290～350m、主要地方道「三瓶山公園線」から市道「上迫線」を西へ約300m進んだ市道の南側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている兄である譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番、久手町でございます。

申請地、刺鹿1161番7外7筆、合計7,961㎡は、「道の駅ロード銀山」の北西約70～200m、「江谷川」と市道「竹原3号線」の間及び市道「竹原3号線」を挟んだ西側にある譲渡人宅の西側、また、「JAしまね大田ライスセンター」の市道「刺鹿柳瀬線」を挟んだ東側及び北北西約200mに位置しております。

譲渡人は、子である譲受人に生前贈与するため譲渡するものであります。

譲受人は、実家に程近い当該農地を譲り受け、農業経営を行うものであります。

議長 はい。只今事務局から説明がございましたけども、それぞれ担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

最初に番号1の大田町をお願いします。

1番 山下代理が欠席ということで、事前に連絡を頂いておりますので、そのことを報告させていただきます。事務局の説明にあったように、譲渡人、譲受人は兄弟でして、県外に居住している弟さんが、なかなか管理耕作ができないということで、地元にいる兄に無償で譲渡するというものであります。

譲受人は、申請農地で譲り受けて管理耕作するというものです。

担当の山下代理からは問題ないという報告を受けております。

議長 (10番) 続きますして番号2久手町、私の担当地区のところでございます。先程事務局より説明ございました。生前中に譲渡したいということで、今回の申請がなされたようです。地域の調和要件も何ら問題はないというふうに思っております。異議はございません。

それぞれ担当地区の委員さん異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

3番 姓が違うが、兄弟ということですか。

議長 字が正しいのかということですか。

次長 戸籍の関係から使っておりますので、漢字の方は確認しております。兄弟、親子でも異なっている場合もございます。

議長 そういうことでよろしいですね。それでは承認ということで、許可書を交付することといたします。

次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては1件でございます。

番号1番、温泉津町でございます。

申請地、福田12番1、345㎡は、「殿村集落センター」の南約450m、主要地方道「温泉津川本線」から市道「戸倉谷線」を南西へ約300㎡進んだ市道の南側に隣接しております。また、申請者の自宅の南約50～60mに位置しております。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地であります。合併前の温泉津町時代に農業振興地域整備計画の農用地利用計画における用途変更が行われ、「農業用施設用地」となっております。

申請地には申請者の亡き父が昭和52年に牛舎1棟を建築していたものであり、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」及び大田市温泉津町土地改良区の「意見書」が添付されております。

農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。担当委員の現地調査の結果報告をお願いします。

13番 後の議案に出てくるんですけど、〇さんがしばらく牛を飼っていなくて休んでいたんですが、今回本気でまた飼おうということで、後の議案に出てくるのと一緒に牛舎を建てたいということです。異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 これは、第4号の議案と関係性があるんですか。

次長 隣接していて、5条の方の所有者が〇さんです。

議長 はい。それでは異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第3号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第3号農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。

番号1番、鳥井町でございます。

申請地、鳥井486番32、454㎡は、「大田市立鳥井小学校」の西約220m、県道「静間久手停車場線」の南側に隣接しております。

申請地は、当初計画の転用申請の際、農業振興地域農用地区域からの除外が承認されております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、当初計画者が、平成10年9月17日付けで、駐車場整備と祖霊殿1棟50㎡の建築を転用目的とした農地法第5条の許可を受けております。

転用許可後、申請地を取得したものの、病に倒れ計画を延期せざるを得なくなりました。その後療養の甲斐なく、平成16年に死亡。後継者も決まらないまま神社経営は県外の弟子により細々と運営されてはいるが、当初計画は実現できないまま現在に至っているものであります。

承継者は、現在借家住まいであり、二人の子の成長により手狭になってきたことと先の地震により被災したことも加わり、この度当該申請地を譲り受け、住宅を新築するものであ

ります。当初計画の転用許可面積は1,059㎡でしたが、その後一部が県道用地となったため887㎡となり、今回その約半分の454㎡を承継するものであります。残った部分は今後農地として管理していくことで整理されるものであります。

なお、当初計画者から承継者への所有権移転についての許可が必要となりますので、本申請と併せて、承継者による5条申請が提出されております。後程、議案第4号の番号6番で、ご審議をいただくこととなります。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告をお願いします。

1 7 番 本件の変更申請の理由は先ほど事務局から説明があったとおり、当初計画が遂行できなくなったため、新たな利用計画の申請をなされたものです。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

3 番 当初計画では、計画者2人と書いてあり、相続人と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

次 長 当初計画者は亡くなられています。土地については、〇〇さんという方が相続をされている関係で、ここでは表記上申請者は、当初計画者の相続人ということで表記しております。

議 長 〇〇さんが当初計画者で、この方は亡くなられているのですね。

次 長 そうということです。

議 長 議案第4号の6番と関連でございますので、6番が承認ということになりますと、これも併せて承認として承認書を交付したいと思います。

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては7件でございます。

番号1番、大田町でございます。

本案件は次の番号2番と同じ農地を分割し、南部分を利用するものであります。

申請地大田イ329番及びイ330番1の内1,097㎡は、「島根中央地域職業訓練センター」の市道「栄町諸友線」を挟んだ東向

いに位置しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「商業地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

賃借人は、当地で石油類販売業を営んでおります。昭和38年頃から賃貸人の父より申請地を借用し、事務所・倉庫・ガソリンスタンドを整備し事業を行っていたもので、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

番号2番 大田町でございます。

申請地大田イ329番よびイ330番1の内545㎡は、番号1番の北側に隣接しております。

農地区分は、番号1番と同じく都市計画用途地域の「商業地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

賃借人は、当地で自動車修理業を営んでおります。昭和44年頃から賃貸人の父より申請地を借用し、事務所を整備していたもので、追認案件でございます。なお、本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

番号3番、大田町でございます。

申請地大田イ649番11、36㎡は、「大田市立大田小学校」の北約230～250m、主要地方道「三瓶山公園線」から市道「雪見竹原1号線」を西に約30m進んだ北側に隣接しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は、宅地裏庭への進入路が無い為、この度自宅に隣接する申請地を譲り受け、進入路を整備するものであります。

番号4番、波根町でございます。

本件は、土地改良事業であります「波根地区県営農地整備事業」において、農用地であった従前地を農用地以外の用途に供する土地の区域である非農用地区域内に換地を定めるという「異種目換地」という換地の手法に係る転用事業であります。

一般的には、土地改良事業で行われる、農道・水路を設置

するにその土地を転用する場合や土地改良事業者がポンプ場などその事業に利用するための施設用地を取得し転用する場合は、農地法第4条・5条の規定による転用許可は不要であります。この度の転用事業は土地改良事業の実施による必要な農地転用ではありませんので、転用許可申請を要するものであります。

申請地仮地番41-2、5,976㎡は、「大田市立朝波小学校」の南東約380～500m、国道「9号線」「波根交差点」から市道「穴堂原田線」を南東に約200m進んだ終点の南側に位置しております。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地であります。平成30年9月21日、農業振興地域整備計画の農用地利用計画における用途を「農用地」から「農業用施設用地」へ変更されております。

賃借人は、当該地域で養鶏業を営んでおり、30万羽の採卵鶏を飼育し卵などの出荷を行っております。本年4月の島根県西部地震により、既存の鶏卵選別包装施設が被災したことにより、早急に新たな施設の建設が必要になったため、鶏卵選別包装施設1棟と輸送用の中型車両外13台分の駐車スペース・進入路・回転場などの農業用施設用地として整備するものであります。

20年の賃貸借権を設定するものであります。「波根地区県営農地整備事業」は平成29年度から平成33年度までの5か年事業であり、換地処分前でありますので、波根土地改良区の「意見書」、事業主体である島根県県央県土整備事務所の「異種目換地指定通知書」及び「一時利用地をそのまま従前の土地の換地として定める旨の確約書」、「転用許可申請に係る用途が改良事業計画において定められた用途である旨の証明書」が添付されております。

番号5番、久手町でございます。

申請地、刺鹿622番1、622番4合計316㎡は、「大田市立第2中学校」の北約440～480m、県道「波根久手線」と市道「沢田1号線」の分岐点付近に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、広島県廿日市市が本社の通信工事業者でありま

が判明して、追認による転用許可を受けるものです。3種農地でありますし、顛末書も出されているということで、また、推進委員さんと協議してやむを得ないということで、山下代理から報告を受けておりますので、報告とさせていただきます。

議 長 続いて番号3をお願いします。

1 番 これも山下代理から報告を受けております。転用目的宅地拡張ということになっております。既存の住宅の東側に位置する当該申請地を自宅裏庭への進入路として利用するものでございます。3種農地でもあり、異議なしという報告を山下代理から受けておりますので、報告申し上げます。

議 長 続いて番号4波根町をお願いします。

1 1 番 先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。養鶏業には欠かせない施設ということで、異議はございません。

議 長 続いて番号5久手町、私の担当地区でございます。

(10番) 先ほど事務局から説明がありましたけども、申請地、数か月前でしたけども、コインランドリーの申請が出ておりまして、県道沿いで、その付近にも住宅地がありまして、既に住宅化しているところで、異議はありません。

議 長 続きまして番号6鳥井町をお願いします。

1 6 番 本件は先ほどの議案第3号、農地転用事業計画変更申請に係る第5条申請でございます。申請者から委託を受けて、所有権の移転手続きをされた〇〇行政書士事務所を、鳥井の森脇推進委員と共に訪ねました。先程事務局からも説明がございましたけども、譲受人の〇〇さん鳥井町鳥越の新田の借家にお住まいでございまして、4月の地震で被害が発生したことと、子どもが大きくなってきたので、新築を決意されたようです。当地は鳥井小学校のグラウンドの前の道を挟んで向かいの畑になります。2種農地にあたりますので異議はございません。

議 長 続きまして番号7温泉津町をお願いします。

1 3 番 〇さんが譲渡人ということで、〇さんの姉さんの子どもさんが〇〇さんで、〇さん自身が相続の関係で誰もいないので、甥にあたる〇〇さんが本気で叔父さんと一緒にやろうということで、異議はありません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ

ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

8 番 番号1と2なんですが、案内図見てもらうとわかります。斜線部分があるが、畑部分かね。農地と書いてある。それと、顛末書が出ているということは、元々違反転用だったということかな。昭和38年と昭和44年と両方だが、その関係の顛末書かなこれは。

次 長 そうです。

8 番 いわゆる違反転用。

次 長 追認案件です。

8 番 斜線部分は畑かなこれは。

次 長 斜線をしたのは、北側と南側に分けるために、番号1番に当たるのが、右から左へ斜めの線で、番号2番というのが、左から右への斜線部分ということです。太線で2つに分けてありますが、これがそれぞれの地番、イ330番が左側、イ329番が右側ということで記載しております。

8 番 畑はあるだかな。

次 長 畑はありません。

8 番 「の内」というのは何か意味があるだかな。945㎡の内698㎡と書いてあるが、

次 長 それは、イ329番は右側の細長い方です。これの内1の計画は下側ですので、いわゆる○○○○さんですけども、ガソリンスタンドと○○○○○○○○、この間に道路部分がありますけども、北側と南側はそれぞれ同じ地番を共有してますから、それで使っているのが、945㎡の内698㎡が1番で使っている、残りの247㎡を2番で使っている。

8 番 わかりました。要するに違反転用しとったということだな。早い話。2回というのは問題だ。昭和38年と昭和44年と2回ということだな。

次 長 人が違います。

8 番 兄弟だから。他人ならまだしも。2回もということは良くないわな。まあ、顛末書を出しておられるわけだから、すいませんということだと思うが。

次 長 これできれいになるということですので。

8 番 こういうことが、今後ないように。こういうのはよろしくないと思うんだよな。

- 議 長 確かに昭和38年、かなり昔の分がしかも、ここは畑だったのかというくらい街中の街中で、でも、ずっと置いてあったということは、問題だと思う。
- 8 番 街中のど真ん中だけな。
- 議 長 今まで転用のきっかけがなかったのかなということは思いますけど。
- 8 番 いずれにしても、今後こういうことが無いように。やっぱり農業委員会の権威が疑われるからな。大田はこんなことをしとったのかということになる。信用問題だから、できるだけこういうことはないようにしてもらいたい。
- 議 長 利用状況調査も含めてですけど、自分の担当地区について、ここはどうかいなということが仮にあったとすれば、事務局に相談するなり、当該者の方に訪ねてみるなり。
- 8 番 お互いのことだから、人のことではないから、お互いお互いが気を付けようということで確認しておきましょう。
- 議 長 他に何かございますか。ないようですと、それぞれ許可書を交付したいと思います。4番の波根町の案件につきましては、来月10日にあります常設審議委員会に諮った後に許可書を交付したいと思います。6番の鳥井町の案件につきましては、こちらの許可書と議案第3号の承認書を合わせて交付したいと思います。
- 続いて、議案第5号に移ります。議案第5号農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。
- 主 任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。
- それでは、平成30年10月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。
- 鳥井町、田3,375㎡、畑1,036㎡、筆数5、設定する者3名、設定を受ける者2名。
- 仁摩町、田5,051㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者1名。
- 利用権設定については以上です。
- 以上ご審議よろしく願います。
- 議 長 只今説明がございましたけれど、農用地利用集積計画によ

る利用権について進めたいと思います。

担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

まず始めに、鳥井町からお願いいたします。

16番 5件ございまして、1番、2番、5番については再設定です
ので異議はございません。

3と4についてですが、設定される〇〇さんに話を聞きました。仕事が終わって当該農地の保全管理をされていたようですが、体力的に大変なようで、ネットにその情報をアップしていたところ、大田町吉永の〇〇さんからコンタクトがあり、委託を決意されたようです。〇〇さんは、経営の状況というところを見てもらうとわかりますが、田んぼも畑も経営面積がゼロで、〇〇さんにも事情を聞きました。農業経験はないが、農業に興味があり、知り合いの経験者に指導を仰ぎながら、一緒に頑張るということでした。農地の有効利用の観点から歓迎すべきことだと思います。異議はございません。

議長 続きまして仁摩町をお願いします。

5番 仁摩町の3件ですけれども、再設定ですので、異議はありません

議長 それぞれの委員さん異議なしということですが、皆さん方のほうからご質問、ご意見はございますか。

(異議なしの声多数)

議長 それでは、異議なしということで承認とさせていただきます。

議長 以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年9月25日

会 長	_____
(議事録署名委員)	
2 番	_____
3 番	_____